

東京都大田児童相談所 会計年度任用職員
(児童相談所学習指導職員) 募集要項

項 目	内 容
職名	会計年度任用職員（児童相談所学習指導職員）
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名
任用期間	令和8年11月1日から令和9年3月31日まで ※ 任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。 ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 ※ なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都大田児童相談所 一時保護所（東京都大田区内）
職務内容	一時保護児童に対して一時保護期間中の学校教育の代替として、福祉職をはじめ他の職員と連携協力して学習指導を行う。児童の学習面の課題を発見し、学習意欲を引き出し、学力の向上を図っていくことにより、学校へ円滑に復帰できるよう支援する。 （1）児童への学習指導 （2）学力に応じた教材の検討・作成 （3）福祉職が行う日課における学習指導への助言 （4）その他付随する業務等 ※ 学習指導の対象となる児童の年齢は、勤務する一時保護所により異なります。 なお、一時保護児童の年齢は、おおむね2歳以上18歳未満です。 ※ 教員等での実務経験のある科目に限らず、複数の科目の指導を行います。体育指導も含まれます。
応募資格・求められる能力	（1）教員免許を有する者 （2）小・中学校又は高等学校で教員としての実務経験がある者、又はそれに準じる教育関係部署で児童及び生徒に学習指導を行った経験を有し、主要教科の他体育指導もできる者 （3）一時保護児童等の学習指導に熱意のある者 （4）事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者 （5）災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できる者
勤務日数	月16日
勤務時間	1日7時間45分 午前8時15分から午後5時まで又は午前8時30分から午後5時15分まで 又は午前9時から午後5時45分まで ※ 業務の必要上やむを得ない場合、所定勤務時間を超える勤務を命じることがあります。
休憩時間	正午から午後1時まで

休暇等	(1) 有給 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (2) 無給 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。
報酬額	月額208,100円(改定される場合があります) 通勤手当相当額を別途支給(上限150,000円/月) ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険を適用 ※ 一定の要件を満たす場合
募集期間	令和8年9月30日(水曜日)正午まで
応募方法	(1) 応募書類 次の応募書類を電子メールで送付してください。 なお、応募書類は返却しませんので、あらかじめ御了承ください。 ア 会計年度任用職員申込書(別紙) ※連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 ※正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。 イ 作文 課題「一時保護所において学習指導職員の果たすべき役割について、あなたの考えを述べなさい」(字数800字程度) ウ 教員免許状の写し (2) 申込先 送付先メールアドレス: S1144601@section.metro.tokyo.jp 送付時の件名: 会計年度任用職員採用選考応募(学習指導職員) ※ 郵送又は持参による応募は受け付けていません。 ※ 申込みを確認しましたら、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問合せ先までご連絡ください。
選考方法	(1) 第一次選考(書類選考) (2) 第二次選考(面接) 令和8年10月7日(水曜日)から同年10月13日(火曜日)までの間に実施予定 ※ 合否結果については、本人宛郵送により通知します。

	※ 電話連絡をさせていただく場合もございます。 ※ 選考経過及び結果に関するお問合せには、一切対応できませんので御了承ください。
特記事項	○ 本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ○ 特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、任用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ○ このため、予め、選考過程において、書面や面接等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。
問合せ先	〒143-0015 東京都大田区大森西2-3-22 東京都大田児童相談所連携推進課管理担当 電話：03-5763-5364